

文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の一部改正に伴い、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年12月文京区条例第51号）について、第13条の2（児童対象性暴力等の防止に係る規定）を新設し、乳児等通園支援事業者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることが義務付けられることとする。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一章 総則 第一条から第十三条まで （略） （児童対象性暴力等の防止） <u>第十三条の二 乳児等通園支援事業者は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をい</u>	第一章 総則 第一条から第十三条まで （略） <u>（新設）</u>

<u>う。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第十四条から第十九条まで (略) 第二章 乳児等通園支援事業 第二十条から第二十六条まで (略) 第三章 雑則 第二十七条 (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。</u>	第十四条から第十九条まで (略) 第二章 乳児等通園支援事業 第二十条から第二十六条まで (略) 第三章 雑則 第二十七条 (略)
--	--